

神奈川県監査委員公表第 10 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和元年 11 月 15 日

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	桐 生 秀 昭
同	松 崎 淳

1 措置の対象となった監査の結果

令和元年 8 月 23 日（神奈川県公報号外第 22 号）神奈川県監査委員公表第 8 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち公安委員会分 1 か所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県戸塚警察署	平成31年 3 月 8 日（平成31年 2 月 5 日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、行政財産使用料の収入未済 1 件、100,093 円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。	不適切事項については、進行管理及び督促に関する規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。